

【様式】

令和4年度 県と公社等との随意契約の締結状況

公社等の名称：公益社団法人 宮崎県畜産協会

| No. | 契約の名称 | 契約の概要 | 契約金額 (税込) (単位：円) | 随意契約とした理由等 | | 契約所管部局 ・課(室)名 |
|-----|-----------------------|---|------------------------|-------------------------------|---|------------------|
| | | | | 随意契約の根拠 (地方自治法施行令 適用条項) | 随意契約とした理由 | |
| 1 | 畜産コンサル体制強化 支援事業 | 支援指導に関する情報収集、研修の実施、畜産経営技術の支援指導(個別訪問、グループ指導等による支援)の実施、継続支援のための畜産経営関係情報のデータベース化等に係る業務委託 | 35,788,968 | 第167条の2第1項 第2号 | 本業務は、県内の畜産農家に対し、技術面及び経営面からの支援指導を実施するものである。このため、本事業を受託するには、畜産経営技術の実践的ノウハウ及び専門知識を有し、かつそれらのノウハウを経営改善に活用する診断指導体制が整備されている必要がある。 公益社団法人宮崎県畜産協会は、専任コンサルタントによる一貫した診断指導体制を確立しており、県内全域の畜産農家を対象としたコンサルタント事業を実施できるのは、県内で当該団体が唯一であることから、本業務を受託できるのは、公益社団法人宮崎県畜産協会しかない。 | 農政水産部 畜産振興課 |
| 2 | みやざきの家畜防疫強 靱化事業 | 家畜伝染病予防法の規程に基づく定期報告のとりまとめや報告遵守の周知及び毎月20日の「県内一斉消毒の日」の周知や取組状況の把握を行うことへの業務委託 | 10,800,600 | 第167条の2第1項 第2号 | 本事業は、牛、豚及び鶏を飼養する畜産農家が日頃から飼養衛生管理基準を遵守しているかどうか把握することを目的として実施するもので、それを家畜保健衛生所が行う巡回指導に反映させることによって、地域防疫体制の強化を図ろうというものである。 実施にあたっては、市町村とともに、それぞれの畜産団体と連携を図りながら実施することが重要であるが、公益社団法人宮崎県畜産協会は、地域防疫に必要な会員間の情報交換や連携体制が整った県内唯一の団体であり、本業務を適切に執行できる団体は公益社団法人宮崎県畜産協会の他にはない。 | 農政水産部 家畜防疫対策課 |
| 3 | 家畜排せつ物適正処 理・利用促進事業 | 県内の畜産農家に対して、堆肥を活用した耕畜連携や耕種農家等のニーズに応じた堆肥の生産指導を行うことへの業務委託 | 5,601,000 | 第167条の2第1項 第2号 | 当事業は、家畜排せつ物に起因する環境問題を未然に防止するために、県や畜産協会等で組織する「宮崎県畜産環境技術支援チーム」を中心として、畜産農家への家畜排せつ物適正処理に関する指導を行うとともに、生産堆肥の県内流通を推進するものである。 この家畜排せつ物の適正指導、生産堆肥の県内流通の促進を図るためには、各農家への環境問題の未然防止のための指導や、耕種農家等のニーズ把握による堆肥づくりの指導等が必要である。 随意契約をしようとする公益社団法人宮崎県畜産協会は、市町村や各種農業団体から組織され、畜産経営や畜産技術、家畜衛生の向上等に係る支援・指導、また、家畜・畜産物の生産・流通・消費に関する調査・研究等を行っており、上述の的確なニーズ把握や個別指導等を適切に実施できる唯一の団体である。 | 農政水産部 畜産振興課 |